

別表2 (第2条関係) 子育て支援型(一般型、多子世帯加算型)

次に掲げる4つの要件を全て満たす工事とする。

1 世帯要件	<p>(1) 一般型 子育て世帯で、かつ、世帯員(三世代同居世帯は子育て世帯員に限る。) 全員の直近の所得総額が600万円未満の世帯が行う工事</p> <p>(2) 多子世帯加算型 多子世帯で、かつ、世帯員(三世代同居世帯は子育て世帯員に限る。) 全員の直近の所得総額が600万円未満の世帯が行う工事</p>
2 住宅要件	<p>由布市内にあり、子育て世帯が居住している住宅で行う工事(既存住宅を購入する場合を含む。)</p> <p>ただし、離れ等の付属棟のみを改修する場合は除く。店舗等の用途を兼ねる場合は、その用途に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のものを含む。マンション等の共同住宅も対象とする。ただし、専有部分のみとする。</p> <p>昭和56年5月以前に建てられた木造住宅にあつては、耐震アドバイザー派遣制度を利用すること。</p>
3 工事要件	<p>次の第1号から第13号の一以上を行い、かつ、第14号を満たす工事(第1号から第13号の一以上とあわせて行う第14号、第15号又は第16号を含む。)</p> <p>(1) 子ども部屋等(子ども部屋のほか収納、便所、廊下を含む。以下同じ。)の増築工事</p> <p>(2) 子ども部屋等の間取り変更工事</p> <p>(3) 子ども部屋等の内装改修工事</p> <p>(4) 子どものために行う便所改修工事</p> <p>(5) 子どものために行う浴室、洗面所改修工事</p> <p>(6) ベビーカー用のスロープ設置</p> <p>(7) テレワークスペース改修工事</p> <p>(8) キッズスペース改修工事</p> <p>(9) 対面キッチン改修工事</p> <p>(10) リビングの改修工事</p> <p>(11) 階段の手すり設置等の安全対策を行う改修工事</p> <p>(12) こどもが遊べるテラスやウッドデッキの設置及び改修工事</p> <p>(13) その他市長が認める子どものために行う改修工事</p> <p>(14) 別表1に掲げる工事(祖父又は祖母が近居する場合に限る。)</p> <p>(15) 省エネ改修工事</p> <p>(16) 宅内配管設備工事(合併処理浄化槽設置に伴うものに限る。)</p> <p>(17) (1)から(13)までの補助対象工事費の合計が30万円以上の工事</p>
4 施工者要件	<p>次の各号の一に該当する施工者が行う工事</p> <p>(1) 大分県内に本店を有する法人</p> <p>(2) 大分県内に住民票がある個人</p>

別表3 (第2条関係) 三世代同居支援型(一般型、多子世帯加算型)

次に掲げる4つの要件を全て満たす工事とする。

1 世帯要件	<p>(1) 一般型 三世代同居世帯(※予定を含む)</p> <p>(2) 多子世帯加算型 多子世帯を含む三世代同居世帯(※予定を含む)</p> <p>※転居等により申請日以降に三世代同居となる世帯</p>
2 住宅要件	<p>由布市内にある既存住宅で行う工事(既存住宅を購入する場合も含む)</p> <p>マンション等の共同住宅も対象とする。ただし、専有部分のみとする。</p> <p>ただし、昭和56年5月以前に建てられた一戸建ての木造住宅にあつては、本事業におけるリフォーム完了後まで耐震性を有するものとする。</p>
3 工事要件	<p>次の第1号を行い、かつ、第8号を満たす工事(あわせて行う第2号から第7号及び当該工事に係る調査及び設計料を含む。)</p> <p>(1) 三世代が同居するために行う以下の要件を満たす工事</p> <p>①玄関(※)、②トイレ、③浴室(脱衣室を含む)、④キッチン、の4つの部位のうち1部位以上を改修又は増設(改修による増設及び増築による増設)する工事</p> <p>※「玄関」とは建物の外部から世帯内外の人が建物内の主要な室に出入りできる部位をいう。</p> <p>(2) 世帯を区切るために間仕切り壁やドアを設置(移設を含む)する工事</p> <p>(3) その他市長が認める改修工事</p> <p>(4) 別表2に掲げる工事((1)に該当するものを除く。)</p> <p>(ただし、子育て世帯員全員の直近の所得総額が600万円未満の世帯が行う場合に限る。)</p> <p>(5) 別表1に掲げる工事((1)に該当するものを除く。)</p> <p>(ただし、高齢者世帯で、かつ、世帯員全員の直近の所得総額が350万円未満(高齢者と高齢者以外(18歳未満の世帯員を除く。))からなる世帯の所得においては、公的年金等を除く。)の世帯が行う場合に限る。)</p> <p>(6) 省エネ改修工事</p> <p>(7) 宅内配管設備工事((1)に伴う工事及び合併処理浄化槽設置に伴うものに限る。)</p> <p>(8) (1)の補助対象工事費の合計が30万円以上の工事</p>
4 施工者要件	<p>次の各号の一に該当する施工者が行う工事</p> <p>(1) 大分県内に本店を有する法人</p> <p>(2) 大分県内に住民票がある個人</p>